

防災連載(第2回)

「災害発生時はどこに避難すればいいの?」

昨年9月の台風15号、10月の台風19号は、神奈川県内で甚大な被害が発生し、連日テレビ報道されたことは記憶に新しいところです。

町では、台風15号襲来時は、町民センターを避難所として開設、台風19号襲来時は、町民センター、岩ふれあい館体育館、町立体育館を開設しました。

自分の住んでいる地域はどのような地域（土砂災害警戒区域、津波警戒区域など）に該当するか把握し、もしもの時にあわてず避難ができるよう日頃から家族で話し合いをしておきましょう。

いつとき 一時避難場所・広域避難場所・指定緊急避難場所・指定避難所って聞くけど、どう違うの?

一時避難場所

大規模火災や地震などの災害が発生した場合に、指定避難所へ集団で避難するため地区の住民などが一時的に集まる比較的小規模なスペースの場所のこと、空き地や駐車場など各自治会が指定しています。（町内に43か所指定）

指定緊急避難場所

災害が発生した、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所です。また、一時避難場所が危険になった際に集団で避難する場所で、町では広域避難場所としても指定しています。洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性などの一定の基準を満たす施設または場所を町が指定しています。（町内に5か所指定）

	洪 水	崖崩れ	高 潮	地 震	津 波	大規 模 な火 灾	浸 水	火 現 山 象
まなづる小学校 グラウンド	○	○	○	○	○	○	○	し下 てく ださ い。指 定避 難所へ 避 難
真鶴中学校 グラウンド	○	○	○	○	○	○	○	
ひなづる幼稚園 園庭	○	○	○	○	○	○	○	
岩ふれあい館 グラウンド	○	○	○	○	○	○	○	
町民センター	○	○	○	○	○	×	○	

○=避難できます ×=避難できません

指定避難所

災害の危険性があり、避難した住民たちが、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在する、または災害により自宅へ戻れなくなった住民たちが一時的に滞在する施設です。（町内に4か所指定）

ペットと避難

家庭でペットがいる場合は避難の際、ペットと一緒に避難先へ行くことができます。

ただし、ペットを室内へ入れることはできませんので、飼い主はペットをリードでつなぐ、またはゲージへ入れるなど周囲への安全に配慮をしてから外（指定の場所）で待機をさせます。

※盲導犬や介助犬などは除く。

□問い合わせ 総務課 ☎内線314

